

市町村意思疎通支援事業(手話通訳派遣等)における新型コロナウイルス感染拡大による影響緊急調査集計表①

保健福祉圏		全体集計	保健福祉圏				
市町村名			横須賀・三浦	湘南東部	湘南西部	県央	県西
手話通訳者への配布物	マスクを配布した。	12	3	2	3	2	2
	アルコール消毒剤等を配布した。	6	0	1	2	2	1
	透明マスクまたは飛沫防止シートなど、口話が見える専用の備品を配布した。	8	3	2	1	1	1
情報提供、対応協力依頼	派遣申請のある聴覚障害者に、派遣日変更が可能か、協力依頼の確認をした。	12	2	2	3	2	3
	聴覚障害者へ緊急事態宣言が出たこと、外出自粛等の意味について、詳しく情報提供した。	10	1	2	3	3	1
	待ち合わせ時間や、待合室など、診察までの間に、密集した場所に長時間留まることがないように、手話通訳者等は一旦、別の場所で待機をするなどの対応の協力をお願いした。	11	2	2	3	2	2
	手話通訳者等に、現場に着いたら、換気の確認、マスク着用のままでの対応が可能か等現場で確認することを情報提供した。	13	4	2	3	1	3
	病院通訳等は、電話診療での受診が可能か、その際、薬の処方近くを薬局または自宅に郵送いただけるか、病院に確認した。	7	1	3	1	1	1
	手話通訳等派遣業務は中止とし、全て筆談の対応をお願いした。	5	1	0	0	2	2
体調報告協力依頼	派遣日に、体調不良(家族を含む)の手話通訳者、聴覚障害者等はすぐに派遣元へ連絡するよう要請した。	13	4	3	2	3	1
保険の適応	新型コロナウイルス感染を含む保険に加入した。	3	1	1	1	0	0
手話通訳者等への確認	持病がある、または高齢の家族がいる手話通訳者等のことを鑑み、今後手話通訳を引き受けることができるか確認をした。	9	2	2	3	1	1
	手話通訳者等には、派遣日には、検温をお願いした。	10	1	2	2	4	1
交通手段	派遣現場への交通手段として、公共交通機関だけでなく、自家用車の利用も可能とした。	11	3	2	1	2	3
情報収集・情報交換	派遣を受けた手話通訳者等に、現場で危惧した点について個別に聴取し、対策を講じた。	11	2	2	1	3	3
	他の市町村の派遣対応を電話等で情報交換し参考にした。	16	3	3	4	3	3
設置手話通訳者の対応	設置手話通訳者は在宅勤務日が設けられた。	6	2	2	0	2	0
	設置手話通訳者が在宅勤務となり市町村役場のタブレットと、設置手話通訳者を結び(TV電話)、来館した聴覚障害者には、対応できるよう緊急対応ができるようにした。	2	1	1	0	0	0

市町村意思疎通支援事業(手話通訳派遣等)における新型コロナウイルス感染拡大による影響緊急調査集計表②

	市町村名	記 載 内 容
その他の方法での対応	鎌倉市	①透明マスクについて、4月下旬に商品購入を検討したが、商品が手に入らず断念。5/7に市内の業者からフェイスシールドの提供申し出があり、設置通訳で試験的に使用。フェイスシールドは使いづらいため、同じ業者に透明マスクの作成依頼を検討中。ほか、市民から新型コロナウイルス総合窓口で透明マスクの提供があったため、障害福祉課で使用できるか交渉を検討中。 飛沫防止シートについて、市役所本庁舎の窓口で使用。 ②2/26付けで、聴覚障害者協会宛に、通訳時以外でのマスク着用について理解を求める文書を送付。通訳者へは派遣依頼通知にその旨明記。 ③段階的に派遣業務を中止。3月以降、医療・教育・就職のみ派遣を実施し、不要不急の案件(あるいは生活に必須ではない案件)はお断り。就職については3/19以降、医療・教育については4/8以降、お断り。緊急事態宣言発令後は医療現場を含めて全ての派遣が中止となった。対応策として、5/7(試験的には5/1)から、鎌倉市役所職員用のタブレット端末を使って、遠隔手話通訳(医療・教育)、およびビデオ通話による相談を開始。タブレット端末によるビデオ通信は、新型コロナウイルス収束までの臨時的措置。 ④体調不良の場合、通訳者に打診時に無理をしないよう注意喚起を行い、2/26付けの聴覚障害者協会宛の文書に、通訳者の体調を考慮して担当を変更する場合があるとお伝え。 ⑤持病がある通訳者と一部の通訳者から、派遣に対応できない旨連絡あり。高齢の通訳者については、派遣を控えることを説得。その他の通訳者については、派遣事業が休止になったことにより、派遣事業開始時に確認予定。 ⑥平常時から自家用車、自転車で行く通訳者がいるので特段の広報はないが、自家用車の利用は可能。 ⑦在宅勤務日はないが、障害福祉課が3班交代制になったため、設置通訳者は2名出勤の日を1名とし、交代で特別休暇を取得。場合によっては日曜日に出勤し平日に振替休暇も取得しているため、設置通訳者それぞれの出勤日数は3分の2に減っているが、平日は開庁時間中必ず1名が常駐している。 ⑧設置通訳者の在宅勤務は行っていないが、5/7(試験的に5/1)から市役所のタブレット端末を使い、障害福祉課に出勤している設置通訳者と聴覚障害者がビデオ通話を利用できるようになっている。
	藤沢市	※1、※2については、派遣が決まった通訳者に配布した。※3については、手話通訳を依頼するとき、緊急事態宣言が出た中でも派遣を受けていただけるとか、口頭で確認している。※4については、派遣後の報告書に特記事項があれば、その都度対応している。
	茅ヶ崎市	・聴覚障害者への情報提供として、手話通訳者が病院で通訳する際以外は、マスクを着用して行うことを伝えた。
	寒川町	・マスクについては、現在配布に向けて準備中です。 ・緊急事態宣言の発出以前から、通訳者のマスクの装着について、聴覚障害者の方々に、ご理解をお願いしています。 ・緊急事態宣言の発出後については、通訳者の安全のため、原則派遣は行わないこととしています。 ・電話診療を希望の方は、窓口にて電話対応を行っております。受診希望で、筆談が可能な方については、1ヶ月間の様子をメモに残したり、 ・受診を延ばした方については、こちらでも様子を伺うなど不便を最小限にとどめるように努めています。
	平塚市	※1 マスクについては5月第4週に配布予定。 ※2 アルコール消毒剤等については、平塚市民向けに次亜塩素酸水の配布を5月8日より開始している旨を情報提供している。
	厚木市	・通訳者及びろう者に文書送付(マスク着用、検温、待機時の注意、感染注意喚起) ・「帰国者・接触者相談設置」の案内文書にて、FAX番号などを周知。 ・フェースガードを作成し、手話通訳者に配布 ・派遣決定時に、設置通訳者から通訳者へ、通訳時の感染予防のお願いや、注意点等を連絡、及び現地までの移動手手段の相談 ・派遣終了から二週間をめどに体調について電話で確認。
	海老名市	* 緊急事態宣言が出された後、派遣休止になったため、受診がわかっている人については、本人へ問診票を渡している(必要なら窓口で聞き取って設置手話通訳者が記入)。医療機関へは、感染を考慮して派遣ができないことを説明し、筆談対応をお願いした。 * フェイスシールド(透明マスク)については、現在検討中です。 ※1: マスク配布は、何年も前から行っている(インフルエンザ対策として)。 ※2: 次亜塩素酸水を市民へ無償提供しているため、その連絡をメールで行った。 ※3: 緊急事態宣言が出ていることと外出自粛について、メール連絡をした。窓口では詳細に説明している。 ※4: 手話通訳者については、3月上旬から行っている。
	座間市	・病院派遣の対象者には、決定通知にて自身と通訳者のマスク着用についてお願いをしている。
	綾瀬市	・マスクについては、情報保障の際に必要ながあれば、職員用の分で提供可能。今のところ要望なし。 ・派遣については、医療機関への派遣のみ対応中。 ・設置については従来通り実施中。手話専用ではないが、庁内の窓口には飛沫防止に透明のスクリーンを設置済。
	南足柄市	依頼者からの中止及び延期の対応に合わせて手話通訳への連絡等を実施。
	大井町	※は、回答時点で未実施だが、実施予定(実施の可能性あり)。
	山北町	※申請が0件のため、未記入で提出させていただきます
	愛川町	センターと協議し、タブレットによる遠隔通訳を試みた。
	三浦市	マスクの配布については今後の依頼対応時に配布する予定。 聴覚障害者協会宛てに手話通訳者、要約筆記者の派遣について、人が多く集まる場所や緊急ではない依頼については避けていただきたいこと、本当に必要な時以外は手話通訳者がマスクを着用すること、当日依頼者、手話通訳者・要約筆記者ともに発熱等の症状が出ている場合には派遣を中止すること等について
	小田原市	※集団感染が起きた医療機関への派遣を一定期間中止した ※通常時より自家用車利用を認めている ・情報システム課とオンラインビデオ通話について検討中。 ・年齢、基礎疾患、家庭環境を考慮した派遣依頼を行った。 ・聴覚障害者団体幹部に「派遣現場での通訳者のマスク着用について」「緊急事態宣言中の受診自粛について」「次亜塩素酸水配布のお知らせ」を行い会員への周知を依頼。
	開成町	役場受付窓口にアクリル板を設置し、手話通訳者を必要とする住民に対しマスクをとって対応できるようにした。

